

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第234号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年9月2日（水） 07時49分ごろ	
発生場所	<small>おのみちいとぎき</small> 広島県尾道系崎港 尾道灯台から真方位245° 710m付近 （概位 北緯34° 23.9′ 東経133° 11.3′）	
事故等調査の経過	平成21年9月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船番号、船舶所有者等 A 巡視艇 からたち、26トン 135208、国土交通省海上保安庁 B 釣船 <small>せいうん</small> 清雲丸、5トン未満（長さ5.23m） 273-2102広島、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B 船長、二級小型船舶操縦士 B 同乗者	
死傷者等	同乗者B 背中打撲	
損傷	A 左舷中央部外板擦過傷 B 船首部 擦過傷及び塗装はく離	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、尾道系崎港の船艇基地から東方約2、500mに位置する棧橋（以下、「A棧橋」という。）に向け航行していたところ、右舷船首方にB船を認めたので右方に変針して東進し、B船は、A棧橋付近を北西進していたところ、左舷船首方にA船を認めたので左転を始めたが、平成21年9月2日07時49分ごろ、A船とB船とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、尾道系崎港内を東進中、B船に対し、警告信号を行ったが、速やかに回避動作をとらなかったものと考えられる。 船長Bは、北西進中、釣り道具の部品を床に落とし、部品を捜すことに意識を集中したことから、A船の接近に気付かなかつたものと考えられる。
原因	本事故は、尾道系崎港において、A船が東進中、B船が北西進中、船長Aが、速やかに回避動作をとらず、また、船長Bが、釣り道具の部品を捜すことに意識を集中してA船の接近に気付かなかつたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	

